

施設園芸で使用する燃油購入費の一部を助成します。

～ 紀の川市施設園芸用燃油価格高騰対策事業補助金 ～

紀の川市では、燃油価格の高騰により影響を受けている市内の農業者等に対して、本年度における施設園芸用燃油の購入費の一部を助成し、持続可能な農業経営の安定化に向けて支援を図ります。

■対象要件

- (1) 市内の園芸施設で農産物を栽培し、市内に住所又は事業所を有する農業者等^(※1)
- (2) 補助対象期間内^(※2)に施設園芸用燃油^(※3)を購入し、支払いを完了していること
- (3) 施設園芸等燃油価格高騰対策（施設園芸セーフティネット構築事業）に加入していないこと
- (4) 市税を完納していること
- (5) 今後も市内で農業を継続する意思があること

※1「農業者等」とは、野菜、花き、花木又は果樹の施設園芸農業を営む農業者及び農業法人等をいう。

※2「補助対象期間」とは、令和4年11月1日から令和5年2月28日までの間をいう。

※3「施設園芸用燃油」とは、市内の園芸施設内の加温設備等に使用するA重油及び灯油をいう。

■補助対象

補助対象期間内に購入した施設園芸用燃油で、市が定める基準単価（A重油：81.6円/L、灯油：86.5円/L）を超える価格で購入したもの

■補助率

全国平均価格と市が定める単価との差額に購入量を乗じた金額の4分の1以内
（100円未満切り捨て、園芸施設面積1アール1ヵ月あたり150Lを上限とします。）

■申請に必要な書類

- ・交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- ・実績報告書（様式第2号）
- ・補助対象期間内に施設園芸用燃油を購入したことが確認できる書類の写し
（納品日、支払日、燃油種類、単価、数量、購入金額が全て確認できるもの）
- ・対象となる園芸施設（全体）及び設備の写真
- ・農業者等であることが確認できる書類の写し
（令和3年確定申告書（青色、白色）の写し、農家台帳の写し、認定農業者認定証の写しなど）
- ・誓約書
- ・通帳の写し（申請者本人名義のもの）

■申請期間

令和5年2月15日（水）から 令和5年3月15日（水）まで（期間厳守）

※期間以降は受付できません。

■申請方法

所定の様式に必要書類を添えて、下記提出先に持参または郵送（締切日必着）で提出してください。
（様式は、紀の川市ホームページからダウンロードできます。）

■提出先

〒649-6492 紀の川市西大井338番地
紀の川市役所 4階 農林振興課